



2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社学びエイド
(コード番号：184A 東証グロース市場)
代 表 者 名 代表取締役社長 廣政 愁一
問 合 せ 先 取締役管理部長兼総務課長 杉浦 久恵
(TEL 03-6801-8521)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2025 年 7 月 30 日開催予定の第 11 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、持続的な企業価値の向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な配当政策及び資本政策の実施を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限においても決定できるよう変更案第 32 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い、同条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）を削除するものであります。
- (3) 上記の各変更に伴う条数の変更及びその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 7 月 30 日（水）（予定）

定款変更の効力発生日 2025 年 7 月 30 日（水）（予定）

以 上

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条 (条文省略) (自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第8条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。 (新設) (取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条 (現行どおり) (削除) 第7条～第10条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第11条～第16条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり)

現 行	変 更 案
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち、<u>最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (新設) <u>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第24条 (条文省略) (新設) 第25条 (条文省略)	3 (現行どおり) (取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、<u>当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第23条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 第25条 (現行どおり)

現 行	変 更 案
(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
(監査役の数) 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。	(常勤の<u>監査等委員</u>) 第28条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。
(監査役会の招集通知) 第32条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。	(<u>監査等委員会</u>の招集通知) 第29条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。
(監査役会規程) 第33条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。	(<u>監査等委員会</u>規程) 第30条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。
(監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現 行	変 更 案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
第6章 計 算	第6章 計 算
第36条 (条文省略) (新設)	第31条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。 (新設) 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 <u>(中間配当)</u> 第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当をすることができる。	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第33条 (現行どおり) 2 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第39条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)	(削 除) 第34条 (現行どおり) 附 則
	1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>第11期定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>第11期定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行</u>

現行	変更案
	<u>為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約については、なお、従前の例による。</u>

以上